43

同法第六条に掲げる立

- 2 この要綱において「土地等の取得」とは、前項に掲げる土地、物件及び土石砂れきの取得並びに同項に
- 第一項に掲げる土地及び物件の使用並びに同項に掲げる権利
- 目的となっている土地又は当該土石砂れきの属する土地にある物件に関して権利を有する者をいう。 を有する者、第一項に掲げる土石砂れきの属する土地に関して権利を有する者及び当該土地、当該権利の
- 5 この要綱において「権利」とは、社会通念上権利と認められる程度にまで成熟した慣習上の利益を含む

第一項ないし第四項ではその定義

海、大河川あるいは大湖沼のごときものは除かれると解される。また、土地に露出又は埋蔵される鉱物について が、土石砂れきのみを土地から剝離し、移動運搬して公共の利益となる事業に供する場合においては、便宜上土 とが相当である(②参照)。なお、土石砂れきについては法的性質上明らかに土地の一部分を構成するものである 従ってしかるべきである。この場合において、地面とは所有権支配の及び得る一定の限界内にあるものを指し、 必要とする範囲においてその上下にある空間と地下とを含めたものとされており、この要綱においても、これに は、鉱業法の規定により土地所有権と別途に鉱業権の対象となり、土地と別途に補償するものとして取り扱うこ その運用、解釈にあたって、土地とは一定の範囲の地面にその地面を円満に占有、利用するため通常 ① 土地の観念については、民法なり土地収用法なりにおいても明文の規定は設けられていないが、

二項において土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件に関する所有権以外の権利が、(ハ)第三項に ここにいう「土地収用法第五条に掲げる権利」は、これらのすべてを指す。 おいて土地、河川の敷地、海底又は流水、海水その他の水に関係のある漁業権、入漁権その他河川の敷地、 貸借又は賃貸借による権利その他土地に関する所有権以外の権利、 ② 土地収用法第五条では、(イ)第一項において②地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、 海水その他の水を利用する権利がそれぞれ一定の場合に収用し、又は使用し得るものとされており、 ()鉱業権、 ()温泉を利用する権利が、

45

- がその物の本来の使用形態であって、かつなお土地とは独立の存在をなしているものを指す(土地の附加物につ る。ここにいう「定着する物件」とは、立木、建物その他の工作物で土地に附着し、また附着した状態にあるの 用に供することが必要かつ相当である場合においては、これらの物件を収用し、又は使用し得るものとされてい いては、第七条に規定するところによる。)。 土地収用法第六条では、土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件をその土地とともに事業の
- ているという意味であり、現に土地から分離して動産の形態をなしている土石砂れきは含まれない。 いては、これらのものを収用し得るものとされている。ここにいう「土地に属する」とは土地の構成部分をなし 土地収用法第七条では、土地に属する土石砂れきを事業の用に供することが必要かつ相当である場合にお
- ⑤ 譲渡性のある権利を譲り受ける場合を含ましめて支障はない。
- 段による場合が多い。 ず、広く本来の意味の使用を指す。したがって、土地及び物件の使用については、民事上の権利の設定という手 ここにいう「使用」とは、土地収用法において用いられている「収用」に対応する強制使用の意味に限ら

の存続を許す場合を含ましめて支障はない。 また、権利の制限については、譲渡性のある権利の一部を譲り受ける場合あるいは全部を譲り受けたのち一部

となっている土地にある物件に関して所有権その他の権利を有する者を、(ハ)物件を取得し、 させ、又は制限する場合においては、似その権利者、いその権利に関して権利を有する者及び心その権利の目的 権以外の権利を有する者及び()その土地にある物件に関して所有権その他の権利を有する者を、(ロ)権利を消滅 すなわち、(イ)土地を取得し、又は使用する場合においては、⑷その土地の所有者、岎その土地に関して所有 その範囲は、土地収用法第八条第二項に掲げる土地所有者及び同条第三項に掲げる関係人と同様である。 又は使用する場合

を、(ニ)土石砂れきを取得する場合においては、ほその土石砂れきの所有者、()その土石砂れきの属する土地に 関して所有権その他の権利を有する者及び⊝その土石砂れきの属する土地にある物件に関して所有権その他の権 る物件又はその物件に定着している物件で取得し、又は使用しないものに関して所有権その他の権利を有する者 利を有する者を、それぞれ指す。 (a)その物件の所有者、 (6)その物件に関して所有権以外の権利を有する者及び(6)その物件の内部にあ

であって前項までの規定とその性質を異にし、厳密な意味では定義とはいいがたい。そのため、 「定義等」と記された。 本項は、いわば当然のことを規定したものとされ、「社会通念上権利と認められる」ものはすなわち「権利」 本条の見出しに

権利と認められるもの等がある。 適例としては、入会権、慣行水利権、許可漁業あるいは自由漁業を営む実態が漁業権と同程度の地位を有する

(補償額算定の時期)

その後の価格の変動による差額については、追加払いしないものとする。 土地等の取得又は土地等の使用に係る補償額は、契約締結の時の価格によって算定するものとし、

期にあっては、往々にして過大補償の傾向を帯び、 しても一般民事契約において通常とられている原則を適用するとともに、土地価格その他の価格変動が激しい時 を定めるとともに、後段においていわゆる追加払いを禁じており、公共の利益となる事業のための用地取得に関 本条は、 前段においてこの要綱に基づいて行われる補償の額を算定するにあたって基準とすべき時期 かつ、事業の円滑な執行に支障をきたすおそれもある用地取

逐 条 解説

> が確実に予見されるような場合には、あらかじめこれらについて賠償し得るものとされている。けだし、これら り生ずる損害等については、これらの損害等が社会生活上受忍すべき範囲を超えるものであり、かつ、その発生 はないからである。 については、損失補償と別個のものとして解決すべきものであって、この要綱において取り扱われるべきもので

(1) 第五章(第四十四条から第四十六条まで)参照。

第二条註解(7)参照。

解釈が必ずしも明確にされていなかった。 利の主体が漁業協同組合であるのか、あるいは漁業協同組合を構成する個々の漁民であるのか、その漁業法上の この場合において、特に問題となるのは、漁業者に対する補償である。すなわち、漁業補償を受ける者が漁業 入漁権又はこれに準ずる権利の主体であることには疑いはないが、漁業権及び入漁権について、これらの権

る (参考参照)。 合の制定する漁業権行使規則の定めるところにより行使することができる権利である旨最高裁判所は判示してい これについては、共同漁業権は法人としての漁業協同組合に帰属するものとし、組合員の漁業を営む権利は組

ix

成元年 松裁

む権利は、漁業協同組合という団体の構成員としての地位に基づき、組合の制定する漁業権行使規則の定めると 権が法人としての漁業協同組合に帰属するのは、法人が物を所有する場合と全く同一であり、組合員の漁業を営 権を、組合員を構成員とする入会集団が収益機能を分有する関係にあるとは到底解することができず、 ○共同漁業権は、古来の入会漁業権とはその性質を全く異にするものであって、法人たる漁業協同組合が管理

ころに従っ て行使することのできる権利であると解するのが相当である (最高裁判所 平成元年七月一三日)。

(個別払いの原則)

第五条 損失の補償は、

限りでない。 各人別にするものとする。ただし、各人別に見積ることが困難であるときは、

地収用法第六十九条の規定と同趣旨のものである。 義により難いときに限って代位主義により得る旨を定めたものであって、表現に若干の差異はあるにしても、 本条は、 損失の補償をそれぞれの土地等の権利者に対して各人別にする個別主義を原則とし、

者は、それぞれ独立の経済的価値をもつ財産権の主体と認められることによる。 この場合において本条の意義は、土地等の権利者各人がそれぞれ正当な補償を受け得ない状態が予想されるにも は、事情に応じて慣習、合意等による代位をある程度認めて運用することは本条の趣旨に背反するものではなく、 主義を画一的に固守することが要請されているとは考えられない。むしろ、用地取得事務の円滑を図る観点から かかわらず、起業者においていたずらに便宜に走って代位主義をとることを禁じているものと解すべきであろう。 となるにとどまるのであるから、土地等の権利者各人に対して民事上充分に対抗し得る要件の下においても個別 意義を有するのに反して、いわゆる任意売買の場合にあっては、補償の払渡しの効果が単に民事契約実現の要件 ただ、土地収用法においては、損失補償の払渡しが行政手続の一環として裁決の効果を担保する行為としての 土地等の権利者各人別を指すことは、前条の規定によって明らかである。けだし、土地等の権利

各人別に見積ることが絶対的に不可能である場合のみならず、きわめて困難であって常識的に不可能と認

51

新版改訂版 公共用地の取得に伴う 損失補償基準要綱の解説

1963年3月30日

初版第1刷発行

1994年1月20日

改訂版 1 刷発行

2000年1月31日

改訂2版1刷発行

2003年11月20日

新版1刷発行

2010年9月1日

新版改訂版1刷発行



国土交通省土地·水資源局 総務課公共用地室

公共用地補償研究会

発行者

坂 田

発行所

近代図書株式会社 日本書籍出版協会会員

土木・建築書協会会員

5162-0814

東京都新宿区新小川町 4-17

話 03(3268)8771

F A X 03(3268)8774

替 00140-2-23801

製 本 栄久堂

乱丁・落丁はお取替え致します。

© 2010, Printed in Japan

ISBN978-4-7651-0498-2 C3032

11

繁